

法律の

現場から

75

遺産分割の難しさ

弁護士法人 名古屋北法律事務所

弁護士 鈴木 哲郎

弁護士として遺産分割に関わることは多くありますが、感情的な対立が激しい場合も少なくないので、なかなか一筋縄ではいきません。

よくあるのは、亡くなつた方（被相続人）と同居していた子と、その兄弟姉妹との対立です。同居しながら頑張つて介護していたのに、亡くなつた途端に兄弟が現れて分け前を要求されれば、不満を言いう。

お互い色々な事情があるはずです。「平等に分けましょ」と言われて素直に受け入れられる人は少ないかもしれません。

そんなとき、「頑張つて介護してくれていた兄に多くあげたい」という一言があれば、どれだけ多くの紛争が解決に向かうことでしょう。

戦後の民法では、兄弟姉妹の相続分は「平等」が原則です。しかし、それぞれ別々に暮らしていれば、



北医療生協
無 料 法 律 相 談

なるべく早く相談をお受けできるよう、相談希望日をお聞きし、弁護士との日時の調整を行っています。
申し込みの際には、希望日時をお伝えください。

予約制のため、申し込みは事前に電話で。

☎914-4554 (組織担当課)くらしの委員会

■会場 名古屋北法律事務所(地下鉄「平安通」下車すぐ)